

土壌汚染の調査について

調査の目的

再整備に際して、一定平米以上の土地の形質変更を想定されるため、安全性を確認し、その内容を設計・施工の要求水準に反映する。

調査の必要性

土壌汚染対策法を所管する、市生活環境課に確認をした所、以下の回答があったため、自主調査として、自然由来の土壌汚染状況の調査を実施。 ※11月末終了しHPで公表予定

<回答> 現時点では特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地には該当しないため、形質変更届出を提出した際に土壌調査命令の発出は行わない。

鳥取市内にて自然由来の特定有害物質が検出されている事例があるため、自主調査として自然由来の土壌汚染状況を把握することを勧める。

調査の方法

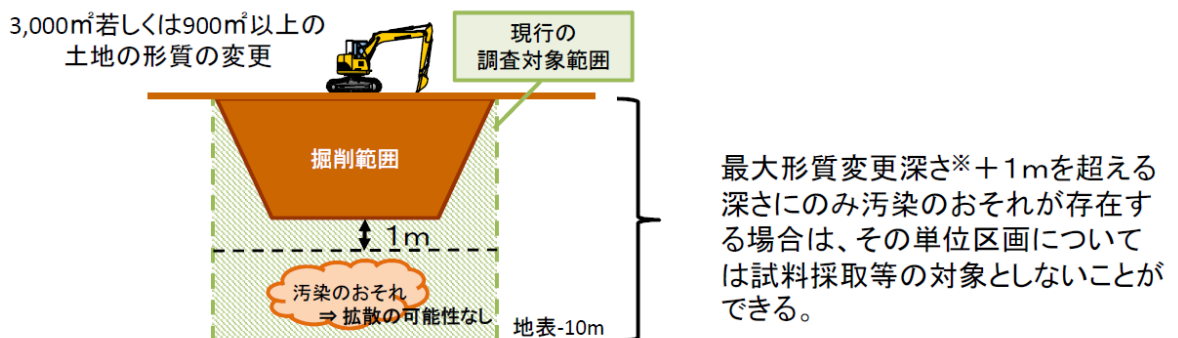
- 1 調査項目 土壌溶出量・含有量調査（ヒ素、フッ素、ホウ素、鉛）
※鳥取市市民体育館再整備事業での事例・指定調査機関の意見を参考。
- 2 調査手順 (1) 現地調査 敷地内の2カ所で10mのボーリング掘削を行い、試料採取。
※土対法での区域指定を視野にすると深度10mの掘削・調査が必要。
再度のボーリングでの試料採取を避ける。保管料は無料。
- (2) 分析調査 工事の掘削深度（1m程度）を考慮し、掘削深度3mまでを対象に分析。

○ 事業協力者への確認

市場参画事業者からの希望確認・業務上の状態を鑑みると、一部、中2階建ではあるも、ほとんどが平屋建の構造であり、工事自体の掘削に関しては、1m程度であると想定する。

➤土地の形質の変更を契機とした土壌汚染状況調査における試料採取等深さの限定〔規則第4条第4項ほか〕

✓最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがある場合



○ 環境省が指定する土壌汚染調査機関（県内3社）へのヒアリング

昭和48年開場に伴う整地、それ以前の田畑時点での盛り土があると推察。2mだと、場合によっては盛り土面の調査のみとなり、本来土壌の状況把握ができないため、3mとしておいたほうがよい。

- ① 基準以下の場合 自主調査終了 ② 基準超過の場合 (3) 地歴調査に進む

(3) 地歴調査 土地の利用状況や特定有害物質の使用状況などから土壌汚染のおそれを把握（地歴調査）し、改めて調査項目の選定を行う。

(4) 追加の分析調査 掘削深度3m以深の試料も対象に調査項目を分析。
地歴調査により追加調査項目が生じた場合、その項目を分析。

3 調査機関 市内に事務所のある、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に委託。

4 基準超過の場合 土壌汚染対策法に基づく区域指定申請について、生活環境課等と協議し検討。